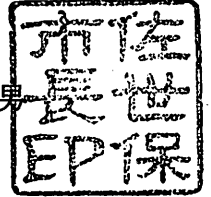


佐世保市公告第367号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号以下「法」という。）
第19条の5第1項の規定に基づく支障の除去等の措置を命ずべき者（以下「処分者等」という）のすべてを確知できないので、法第19条の8第1項の規定より、次のとおり
公告します。

平成24年9月21日

佐世保市長 朝長 則 男



1 講ずべき支障の除去等の措置の内容

昭和62年11月28日付けで、有限会社吉永産業より届出があった、廃棄物処理設置届に記載がある土地以外の佐世保市柚木元町1094・1095番、1097番、1098番、1099・1100番、1102番、1102番乙、1103番、1104番、1106番、1107番の土地に埋立処分等を行っている産業廃棄物を撤去し、適正に処分を行うこと。

2 支障の除去等の措置を講ずべき者

法第19条の5第1項各号に掲げる者（以下「処分者等」という）

3 命令年月日及び履行期限

(1) 命令年月日 平成24年9月21日

(2) 履行期限 平成25年3月31日（着手期限を平成24年10月12日とする）

4 佐世保市長による措置等

佐世保市長は、処分者等が1に掲げる支障の除去等の措置を講じない場合は、法第19条の8第1項の規定に基づき、自ら当該支障の除去等の全部又は一部を講じ、当該措置に要した費用を処分者等から徴収する。

5 問い合わせ先

佐世保市環境部 廃棄物指導課

〒857-0851 長崎県佐世保市稻荷町1番8号（電話：0956-20-0660）